(1)特別障害給付金制度について

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

支給の対象となる方は、

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、 当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障害の状態にある方が対象となります。ただし、65 歳に達する日の前日まで に当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

請求の窓口は、住所地の市区役所・町村役場です。なお、特別障害給付金の審査・認定・ 支給にかかる事務は日本年金機構が行っております。

請求に必要な書類など、具体的な手続きについては、最寄りの年金事務所までお問い合わせ下さい。